



目 次	ページ
規 則	
◎高知県財産規則の一部を改正する規則	1
◎高知県契約規則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎高知県立ふくし交流プラザの指定管理者の指定	(地域福祉政策課) 1
◎高知県立障害者スポーツセンターの指定管理者の指定	(障害保健福祉課) 1
◎高知県立牧野植物園の指定管理者の指定	(環境共生課) 1
○県道の路線の廃止	(道 路 課) 2
○高知県収入証紙売りさばき所の所在地の変更の承認	(会計管理課) 2
公 告	
○土地改良区の清算人の退職	(農業基盤課) 2
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程	2
その他	
○公営住宅法に基づく県営住宅等の管理の代行	(住 宅 課) 2
○公営住宅法に基づく村営住宅等の管理の代行	( 〃 ) 3
-----	
規 則	
-----	

高知県財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年3月31日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第7号**  
**高知県財産規則の一部を改正する規則**  
高知県財産規則（昭和39年高知県規則第19号）の一部を次のように改正する。  
第48条第1項第1号中「年1.9パーセント」を「年1.8パーセント」に改め、同項第2号中「年2.9パーセント」を「年2.8パーセント」に改める。

第150条第2項並びに第162条第10号及び第11号中「年2.9パーセント」を「年2.8パーセント」に改める。

**附 則**  
(施行期日)  
1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。  
(経過措置)  
2 この規則の施行の日前に既にこの規則による改正前の高知県財産規則（以下この項において「旧規則」という。）第48条第1項各号に掲げる延納利率によってなされた普通財産の売払代金又は交換差金の延納の特約、旧規則第150条第2項の規定による延納利息の率によってなされた強制徴収債権以外の債権に係る履行延期の特約等及び旧規則第162条第10号に掲げる条件を付された貸付金債権の契約については、なお従前の例による。ただし、知事がこの規則による改正後の高知県財産規則の規定によることを認める場合は、この限りでない。

~~~~~

高知県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年3月31日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第8号**  
**高知県契約規則の一部を改正する規則**  
高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）の一部を次のように改正する。  
第5条の見出し中「一般競争入札の参加者」を「一般競争入札参加者」に改め、同条中「公示する」を「公示するものとする」に改める。  
第6条の見出し中「一般競争入札の参加者」を「一般競争入札参加者」に改め、同条第1項中「規定による」を「規定により」に改める。  
第10条第2号中「第5条の」を「第5条の規定による」に改める。  
第16条第2項中「役務」を「役務（新役務を含む。第31条の2において同じ。）」に改める。  
第40条第6号中「第5条の」を「第5条の規定による」に改め、「（公社及び公団を含む。）」を削る。  
第45条第1項第2号中「年2.9パーセント」を「年2.8パーセント」に改め、同条第2項中「前項本文」を「前項本文の規定による約定」に改め、同条第3項中「規定による」を「規定に基づく」に改める。

**附 則**  
(施行期日)  
1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。  
(経過措置)  
2 この規則の施行の日前に既にこの規則による改正前の高知県

契約規則第45条第1項第2号の規定により、延滞違約金を徴収する旨を約定している契約の当該延滞違約金の額の計算については、なお従前の例による。

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第199号**  
高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例（平成7年高知県条例第3号）第18条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第22条第1号の規定により次のとおり告示する。  
平成28年3月31日  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称  
高知県立ふくし交流プラザ
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市朝倉戊375番地1  
社会福祉法人高知県社会福祉協議会
- 3 指定期間  
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

**高知県告示第200号**  
高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例（平成8年高知県条例第2号）第15条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第18条の2第1号の規定により次のとおり告示する。  
平成28年3月31日  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称  
高知県立障害者スポーツセンター
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市朝倉戊375番地1  
社会福祉法人高知県社会福祉協議会
- 3 指定期間  
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

**高知県告示第201号**  
高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例（昭和33年高知県条例第6号）第20条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第24条第1号の規定により次のとおり告示する。  
平成28年3月31日  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称  
高知県立牧野植物園
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市五台山4200番地6

公益財団法人高知県牧野記念財団  
 3 指定期間  
 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで  
**高知県告示第202号**  
 道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、県道の路線を次のとおり廃止する。  
 その関係図面は、平成28年3月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成28年3月31日  
 高知県知事 尾崎 正直

| 整理番号 | 路線名      | 起点                                   | 重要な経過地 |
|------|----------|--------------------------------------|--------|
|      |          | 終点                                   |        |
| 373  | 高知空港インター | 高知県南国市日章<br>(県道高知空港及び南国市道下唹内空港線との接点) |        |
|      |          | 高知県南国市日章<br>(国道55号との接点)              |        |

**高知県告示第203号**  
 高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第5項の規定により売りさばき所の所在地の変更について承認したので、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。  
 平成28年3月31日  
 高知県知事 尾崎 正直

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名  
 高知市丸ノ内一丁目2番20号  
 一般社団法人高知県交通安全協会  
 会長 山中 忠夫

2 売りさばき所の所在地及び名称  
 (変更前) 吾川郡いの町駅南町10 土佐警察署いの警察庁舎内  
 一般社団法人高知県交通安全協会  
 (変更後) 吾川郡いの町1290-4 土佐警察署いの警察庁舎内  
 一般社団法人高知県交通安全協会

3 変更承認年月日  
 平成28年3月16日

-----  
**公 告**  
 -----

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、窪川町七里土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。  
 平成28年3月31日

高知県知事 尾崎 正直  
 氏 名 住 所  
 南部 大海 高岡郡四万十町七里甲1029

-----  
**公営企業局管理規程**  
 -----

高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
 平成28年3月31日  
 高知県公営企業局長 門田 純一

**高知県公営企業局管理規程第3号**  
**高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程**  
 高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。  
 第3条の見出し及び第4条の見出し中「入札参加者」を「一般競争入札参加者」に改める。  
 第18条の2第1項第1号中「役務」を「役務（新役務を含む。次項第1号において同じ。）」に改める。  
 第23条第7号中「（公社及び公団を含む。）」を削る。  
 第26条第1項第2号及び第29条第3項中「年2.9パーセント」を「年2.8パーセント」に改める。

**附 則**

- (施行期日)  
 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。  
 (経過措置)  
 2 この規程の施行の日前に既にこの規程による改正前の高知県公営企業局契約規程（以下この項において「改正前の規程」という。）第26条第1項第2号の規定により延滞違約金を徴収する旨を約定している契約の当該延滞違約金の額の計算及び同日前に既に改正前の規程第29条第3項の規定により前払金に利息を付して返還しなければならない旨を約定している契約の当該利息の額の計算については、なお従前の例による。

-----  
**そ の 他**  
 -----

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定に基づき高知県に代わって県営住宅（高知県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第3号）第2条第3号に規定す

る従前居住者用住宅を除く。）及び共同施設（同条第4号に規定する従前居住者用住宅に係る共同施設と同等と認められる施設を除く。）（以下「県営住宅等」という。）の管理を行うこととなったので、同法第47条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年3月31日  
 高知県住宅供給公社理事長 奴田原 稔

- 1 高知県に代わって県営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称  
 高知県住宅供給公社
- 2 高知県住宅供給公社が高知県に代わって管理を行う県営住宅等の名称

| 団地名    | 位置       |
|--------|----------|
| 鏡水     | 高知市上町四丁目 |
| 大津     | 高知市大津    |
| 若草町    | 高知市若草町   |
| 若草南    | 高知市若草南町  |
| 介良     | 高知市介良    |
| 船岡     | 高知市神田    |
| 小高坂三の丸 | 高知市平和町   |
| 宇治     | 吾川郡いの町   |
| 長浜馬場の西 | 高知市長浜    |
| 柳ノ内    | 室戸市室津    |
| 行当     | 室戸市元     |
| 土佐山田   | 香美市土佐山田町 |
| 鏡川     | 高知市鴨部一丁目 |
| 潮江     | 高知市小石木町  |
| 船岡南    | 高知市神田    |

|     |              |
|-----|--------------|
| 桜ヶ丘 | 安芸市桜ヶ丘町      |
| 沖田  | 高知市朝倉        |
| 別所山 | 香南市赤岡町       |
| 日高  | 高岡郡日高村       |
| 元   | 室戸市元         |
| 十津南 | 高知市十津五丁目     |
| 春野  | 高知市春野町内ノ谷    |
| 天神南 | 安芸郡奈半利町      |
| 鏡野  | 香美市土佐山田町神母ノ木 |
| 窪川  | 高岡郡四万十町      |
| 奈半利 | 安芸郡奈半利町      |
| 佐喜浜 | 室戸市佐喜浜町      |
| 蒲原  | 南国市岡豊町蒲原     |
| 赤岡  | 香南市赤岡町       |
| 安芸東 | 安芸市川北        |
| 野根  | 安芸郡東洋町       |
| 横浜  | 高知市横浜新町二丁目   |
| 田野  | 安芸郡田野町       |
| 南国  | 南国市小籠二丁目     |
| 中村  | 四万十市中村丸の内    |
| 桜川  | 須崎市押岡        |
| 吉川  | 香南市吉川町吉原     |
| 土佐  | 土佐市蓮池        |

|      |            |
|------|------------|
| 清水   | 土佐清水市幸町    |
| 赤岡東  | 香南市赤岡町     |
| 十市   | 南国市緑ヶ丘一丁目  |
| 佐川   | 高岡郡佐川町     |
| 日高東  | 高岡郡日高村     |
| 宿毛   | 宿毛市平田町     |
| 宝永   | 安芸市宝永町     |
| 中村北  | 四万十市安並     |
| 鴨部   | 高知市鴨部二丁目   |
| 奈半利東 | 安芸郡奈半利町    |
| 佐賀   | 幡多郡黒潮町     |
| 本山   | 長岡郡本山町     |
| 横浜第二 | 高知市横浜新町一丁目 |
| 田野西  | 安芸郡田野町     |
| 土佐南  | 土佐市蓮池      |
| 吉川西  | 香南市吉川町吉原   |
| 羽根   | 室戸市羽根町     |
| 野根第二 | 安芸郡東洋町     |
| 大方   | 幡多郡黒潮町     |
| 菜生   | 室戸市室戸岬町    |
| 竹島   | 高知市南竹島町    |
| 朝倉   | 高知市朝倉本町一丁目 |

|      |        |
|------|--------|
| 羽根第二 | 室戸市羽根町 |
|------|--------|

- 3 高知県住宅供給公社が高知県に代わって行う県営住宅等の管理の内容  
 (1) 公営住宅法第47条第3項各号（第4号、第6号及び第7号を除く。）に掲げる業務  
 (2) 県営住宅等の整備及び改修に関する業務並びに(1)に掲げる業務に付随する業務
- 4 高知県住宅供給公社が高知県に代わって県営住宅等の管理を行う期間  
 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

~~~~~

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定に基づき日高村に代わって村営住宅等（日高村営住宅設置及び管理に関する条例（平成9年日高村条例第22号）第2条第1号に規定する村営住宅及び同条第3号に規定する共同施設をいう。以下同じ。）の管理を行うこととなったので、同法第47条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年3月31日

高知県住宅供給公社理事長 奴田原 稔

- 1 日高村に代わって村営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称  
 高知県住宅供給公社
- 2 高知県住宅供給公社が日高村に代わって管理を行う村営住宅等の名称

団地名	位置
村営住宅西ノ越住宅	高岡郡日高村本郷3,352番地2
村営住宅国岡団地A棟	高岡郡日高村下分3,092番地2
村営住宅国岡団地B棟	〃
村営住宅馬越団地	高岡郡日高村沖名1,085番地
村営住宅夢団地	高岡郡日高村本村24番地1
村営住宅清水田団地	高岡郡日高村本郷1,604番地11
村営住宅福良住宅	高岡郡日高村下分3,938番地2

- 3 高知県住宅供給公社が日高村に代わって行う村営住宅等の管理の内容

- (1) 公営住宅法第47条第3項各号（第4号、第6号及び第7号を除く。）に掲げる業務
- (2) 村営住宅等の整備及び改修に関する業務並びに(1)に掲げる業務に付随する業務
- 4 高知県住宅供給公社が日高村に代わって村営住宅等の管理を行う期間  
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで